

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No30.31=1994年4.5月合併号

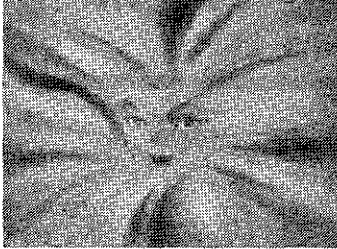
☆特集/国内発効迎えた子どもの権利条約

| | |
|------------------------------------|----|
| ◆指標＝『世界子ども白書』94/エイズ：子どもの犠牲者 | 3 |
| ◆文部省通知へ見解・談話 | 6 |
| 日本弁護士連合会会長声明 | 10 |
| DCI 日本支部からのメッセージ | 30 |
| ☆シリーズNo.12/学校に子どもの権利条約を | 4 |
| 「子どもの権利条約」新聞は文部省通知をどうとらえたか | 11 |
| 衆議院外務委員会議事録（94年3月4日） | 13 |
| ★DOCUMENT（No.9）子どもの人権と教育関係の報道と記録から | 28 |

◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

◆ 子どもの人権連制作 ◆
**子どもの権利条約絵はがき
 特別頒布キャンペーン**



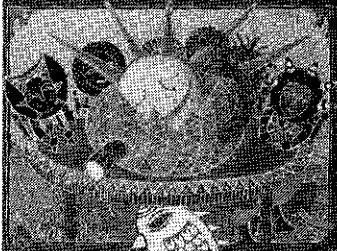
第1条 子どもとは…18歳未満の人を<子ども>といいます。



第6条 いのちがたいせつ…子どもは、生まれたときからのちをたいせつにされ、すくすくとそだつ権利があります。



第16条 秘密は守られる…子どもだって秘密はちゃんと守られます。



第2条 差別ダメ…男の子も女の子も、障害をもっている子どもみんな平等。どんな家に生まれても、どんな国の子ども差別されません。



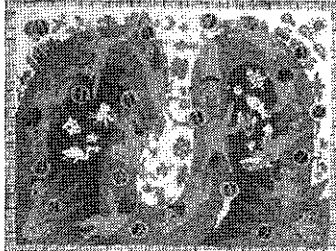
第12条 自分の意見を言うこと…子どもは、自分に関係あるどんなことでも、いつでも意見をいうことができます。



第19条 子どもに暴力をふるってはダメ…親やおとなは、子どもに暴力をふるったり、ほったらかしにしてはいけません。



第3条 子どもが一番たいせつ…子どもは、一番たいせつにさせます。国は、親とあわせて、子どものしあわせのために努力します。



第15条 グループをつくったり、つどいをひらくこと…子どもは、グループをつくり、集会をひらく自由と権利があります。



1. 子どもの権利条約絵はがきセット (8枚セット・ケース入り)
2. 定価=1セット200円 (送料72円)
 但し、10セット以上ご注文の場合は特別価格とします。

| | 会員割引 | 非会員割引 |
|---------|--------|--------|
| 10セット以上 | 1,500円 | 1,700円 |
| 20セット以上 | 2,800円 | 3,000円 |
| 30セット以上 | 3,900円 | 4,200円 |

3. ご注文は、同封しました「子どもの人権連行ハガキ」をご使用下さい。
 会員の場合は、会員である旨をご明記下さい。

子どもの権利条約 ポストカード

ねえ、
 じんせいって
 やりなおしかきく

子どもはだれにも責任を負って行動をすることができません。大人は子どものために、責任を負ってみんなを守ってあげてください。子どもは大人に責任を負うことができません。大人は、子どもを守ってあげることがあります。

子どもはだれにも責任を負って行動をすることができません。大人は子どものために、責任を負ってみんなを守ってあげてください。子どもは大人に責任を負うことができません。大人は、子どもを守ってあげることがあります。

子どもの人権連
 〒101 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F ☎03-3265-2174

★ ステキな絵はがき使って
 あなたも権利条約の広報を ★

子どもの人権連
 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F)
 TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172

指標 ◆世界子供白書 THE STATE OF WORLD'S CHILDREN 1994

エイズ：子どもの犠牲者

エイズの流行との闘いは最初の10年を終えて、第2の10年に入っているが、この闘いの最前線からの報告は悲観的である。アフリカのいくつかの国では、エイズがはしかやマラリアを追い抜いて子どもの第1の死因になり、子どもの死亡率を減らすために努力してかちとった前進が逆転し始めている。

WHO（世界保健機関）の推定では、1300万人以上の人々—そのうちの100万人が子ども—がHIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しており、これまでに200万人以上が死亡した。

サハラ以南のアフリカでは、ほぼ成人40人に1人がHIVに感染し、一部の都市では感染率が3人に1人に達した。タイでも感染率が50人に1人になっている。新たに感染した人々のうち4人に1人がアジアの人々で、この傾向が続くと1990年代末には、毎年新たに感染する人の数はアフリカよりもアジアの方が多くなる。そのときまでに少なくとも3000万人の成人と子どもがHIVに感染し、エイズによる死は毎年180万人にも達することが予想される。

エイズで死亡する人々大部分が発展途上世界の人々で、その大部分が女性と子どもである。というのも、女性の感染率が急速に高まっているからである。HIVに感染した女性から産まれる子どもは3人に1人がこのウイルスに感染している可能性がある。そして5歳になるまでに80%の確率で死亡する。感染を免れた子どもも、親に世話をしてもらえないという危険にさらされる。WHOの推定では、1990年代末までにアフリカで1000万人もの子どもがストリートチルドレンになる。孤児になり、あるいは遺棄され、家を飛び出して街頭で暮らすようになり、そのことがまたHIV感染の危険を高める。

エイズの感染者の約3分の2までが25歳以下で、最も生産的な年齢の人々が病に倒れるため国や家族からたくましい働き手が奪われている。たとえばマラウイはエイズの罹患率が世界でも最も高い国の一つで、エイズのためにすでに国内総生産の7%を失った。この比率は2000年までに2倍、あるいは3倍にもなりそうである。マラウイでは政府の保健予算の5分の1がエイズ対策に使われている。

1990年代中に効果的なワクチンが開発されるかどうかはまだ分からない。最大の希望は公衆衛生教育による予防にある。ほぼすべての国のエイズ予防プログラムが、可能なすべての資源を動員して多くの人々に知識を普及することを目指している。ウガンダの学童やその家族のための性教育と自尊心高揚プログラムはその後、中学校や大学にも普及されている。保健省の最近の調査では、ウガンダの国民の60%以上がいまではエイズがどのようにして広がるかを知っている。大多数の国が学校でのプログラムとテレビやラジオ、ポピュラー音楽、演劇などを含む広範な伝達手段を組み合わせて活用するようになっていく。

結果はこれまでのところさまざまだが、経験が蓄積されるにつれて、希望の兆しもみられるようになっていく。市民がエイズについてよく知らされている地域ではどこでも、コンドームの使用率が高まっている。たとえばタイでは、コンドームの使用数が年間1000万個から1億2000万個に増えている。また若い世代を対象にして積極的に性教育を進めてきた国では、若者たちがより安全な性行動を選び、あるいは性のパートナーの数を減らすようになっていく。

先生たち、もっと肩の力を抜いて 全国教研「子どもの権利条約を考えるつどい」から

藤井 誠二（ARC／フリーライター）

旧聞になるが、日教組第43次教育研究集會に参加した。前々回の千葉県大会から毎年通っているから、今回で3回目である。わたしが初傍聴のときから一貫して留意していたことの一つは、子どもの権利条約について教師たちがどんなふうに語るか、ということである。

千葉大会のときから日教組は、子どもの人権の確立をその運動基調として高らかにうたいあげている。教師による子どもへの人権侵害を否定し、子どもの権利条約の精神が現場に浸透することを旗印の一つに掲げていた。

だから、わたしは期待感を募らせながら、各会場をまわった。しかし、期待は大きく裏切られる。子どもの権利条約を理解し、自らの現場で子どもの権利を保障するための新しい実践報告は皆無に等しかったからである。むしろ、「在日」朝鮮・韓国人の子どもに対する教育、同和教育、いじめ解決への取り組みなどは、「子どもの人権」という言葉など使っていないだけで、まぎれもない人権闘争である。

しかし、学校のなかで慣例とされている校則や集団行動、生徒自治の在り方など、学校・教師と子どもの関係を、子どもの人権という観点から捉え直してみたという実践報告を聞く機会には恵まれなかったのである。

わたしは41回大会の私感を『教育評論』誌に、「子どもの人権をいうなら、まず教師たちは子どもにあやまるべきである。」と書いた。子どもの権利確立を掲げるならば、それまで（いや、現在もといったほうがいい）子どもの人権を踏みつけていたことに謝罪し、どうして先生たちは子どもの人権を守ろうと思っているのかを説明すべきだ。天皇のため

に死ぬと教えていた教師たちが、戦争に負けるなり、教科書にシミ塗りをさせる。そこには何の自己批判もなかった。それと同じ構図だと呆れられても仕方がない。

今回、1月29日に行われた「子どもの権利条約を考えるつどい」は、同条約を真正面に捉えて考える機会としては、教研集會史上初である。早い時期から、権利条約の批准を求めて運動してきた子どもの人権連の尽力があって実現したと言えるが、一刻も早く「つどい」レベルではなく、分科会として独立することを切望する。

会場には部屋のキャバをこえる100名近い参加者がつめかけた。冒頭で、権利条約をめぐる政府の動きと、それに対応した人権連の活動内容が時間を追って紹介されたあと、権利条約に関する2つの取り組み例が報告された。

順が逆になってしまうが、2番目に報告された長崎県内の私立高校でおこなわれた私服解禁運動については、報告者が当の学校関係者ではなく、その学校に問い合わせた長崎県教組の女性組合員による間接報告だったのでリアリティに欠けた。経過など興味深かったが、その制服撤廃に踏み切った理念や思想について詳しくわからないためだ。だから、これについては触れない。

問題は最初の報告のほうである。その報告は、子どもの権利についてA県下の教師たちにアンケート調査をおこなったというものである。静岡県教組は、スローガンとして管理拒否、多忙化の排除、部活の過熱化の否定を掲げ、現場の改革運動を進めてきたという。また、アンケート実施の前に、権利条約12～16条、28～31条についての学習会を16の支部でお

こなってきたとも。

アンケートの中身はたとえば、「生徒がコンサートに行きたいから早退したい、と言ってきたら、どう対処しますか」、「性格テストで家庭環境調査等はこの調査を根拠に拒否できるでしょうか」、「所持品検査や違反物の取り上げは、この条約からみて許されますか」などといった質問が並んでいる。

コンサートの件については、「許可する」と「許可しない」が半々。「許可する」のほうには、学校の立場を明確にし、常に学校優先の考え方についても否定して意見が多かった、という。

ところが、性格テストになどについては、回答者251人のうち174人が「実施することに問題はない」と答えている。権利条約14条などを根拠に拒否することができる、などと答えたのは47人にすぎなかった。実施に問題はない、とした側の意見は「子どもの性格や家庭環境を詳しく知ることは、よりきめ細かな生徒指導を行うためには不可欠なもの」といった旧態依然とした論理である。

所持品検査などについても、回答者の約60パーセント以上が「必要な指導であり許される。」と答えている。「菓子類や、雑誌、CDなど学習の場に必要のないものを持ってくる子どもがいて、他の生徒にとって学習環境が乱されることがある。必要と認めるときには実施することもあり、それは学校生活の秩序維持のために必要な指導である。」というこれまた手垢のついた考え方である。

「許されない」と答えた25パーセントの教師の、「日本国憲法35条でも、裁判所の発する捜査令状・押収令状が無ければ所持品の捜査・押収を受けない権利が保証されている。警察でもそう簡単に所持品の検査は行われぬ。ましてや、教育の場である学校で所持品の検査を行う権利があるか疑わしいとをいえる」という意見などには、ホッと胸をなでおろさせるものがある。

この報告をした教師はこう結論づけた。

「学校は社会なのでルールが必要だ。だから、権利条約は学校に浸透しないだろう。自由と義務を子どもにはきちがいさせてはいけない」

こんな論理を導き出すために、県下の教師たちは学習会や意識アンケートをおこなったのだろうか、とわたしは暗澹たる気持ちになった。権利条約をただの「子どものわがままを助長する」だけの道具と

しか捉えることができない教師たちこそ、再度、義務の関係について勉強し直すことをお勧めする。いや、人権とはなんぞやという自己問答をやってほしい。言葉の表面だけしか捉えられない「学習会」でいったい何を学習したのか。子どもの権利条約を黒船の来襲だと思っているのは、何よりも学校を变革する意思がないことの証左でしかない。

会場の教師からも同様の質問がでた。

「子どもの権利条約が推進されても、学校現場はそのとおり（条約の精神）にならないと言われたが、学校を動かしているのは誰なのか。それから、生徒が自由と義務をはきちがえるといけないと言われたが、その関係を教えてほしい」

報告者はこう返答した。

「私見だったので誤解を生んだ。権利条約が推進されても、学校教育の中の最低限のルールまで権利条約は規定しないだろうということ。自由と義務については、何もかも自由とは思ってない。意見表明権や表現の自由があるが、それではわがまになってしまう。保証されているからいいだろうと生徒たちは言いかねないだろう」

この転倒した意見は、おそらく日本の教師たちに共通すると思われる。学校を社会にたとえるなら、教師たちは子どもに対して、人権を放棄した非主体的市民になることをのぞんでいることになる。

3月29日、ようやく子どもの権利条約が参議院外務委員会、同本会議で全会一致で可決され、5月22日に発効した。政府は批准を承認したことで、国内法の改正をするべきなのだが、政府は黙りを決め込んでいる。

わたしは、権利条約の草の根的な広報活動が大事だと考えている。その一つに、教師たちが権利条約を学習し、子どもにその歴史や精神を伝えていくことが挙げられる。しかし、今の状況を見るかぎり、それは困難なようだ。教師たちは、権利条約を学校現場を混乱させる危険分子程度にしか見ていない。権利をわがままと同列に考える認識では当たり前かもしれないが。

もっと肩のちからを抜いてはいかがか。子どもの権利条約を敵視するのではなく、学校の風通しを良くし、教職員・子ども・親をもっと楽にさせる道具として捉え直すのだ。そんなレポートが次回の教研集会で提出されることをわたしは待ち望んでいる。

子どもの権利条約発効に当たっての 文部省通知への見解

1994年5月20日

子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会

1. 本日付で出された文部省の「『児童の権利に関する条約』について（通知）」は、条約発効を機に、学校をより子どもを尊重するものに改革しようとの姿勢に乏しい。
2. 子ども自身に対する条約の広報について努力することを通知すべきである。
条約は、「締約国は、この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」（第42条）としている。文部省通知にあるように、「学校において児童生徒等に権利および義務とともに正しく理解をさせることは極めて重要」ということとは異なる。
3. 条約第12条（意見表明権）について、通知は、「（表明された意見が）必ず反映されることまでも求めているものではない」とあえて強調している。
意見表明権を正当に位置づけることが必要である、という姿勢が必要だ。
4. 学校での懲戒処分の際し、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴くよう述べているのは当然である。しかし、日頃、子どもの意見を十分聴くことが大切であることを指摘すべきだ。
5. 校則については、「学校の責任と判断において決定される」と強調しているが、意見表明権の保障とセットにすべきである。

今回の「通知」は、子どもの権利条約の意義について、同省自身がより理解を深める必要があることを明らかにした。

子どもの人権連は、条約発効を機に、教育現場でも条約の精神が具体化されるよう、全国の教職員に改めて訴える。

1994年5月20日

文部省通知 「児童の権利に関する条約について」 の日教組横山英一委員長談話

日教組は、これまで広範な人々とともに「子どもの権利条約」の実現にむけて粘り強く運動をすすめてきた。ようやく「子どもの権利条約」が発効する運びになったことを共に喜び合いたい。

文部省の「児童の権利に関する条約」に関する通知は、「体罰禁止の徹底に一層の努力」や「懲戒処分については、教育的配慮をもって児童、生徒や保護者の意見を聴く機会を持つことに配慮する」としており、大いに歓迎する。

また、「子ども」という言葉を「適宜使用」としているがもっと積極的に使用する姿勢を期待する。

今後、広報活動を活発にし「子どもの権利条約」の内容を子どもたちに知らせることが最も重要であるにもかかわらず、今回の通知は、その視点が全く欠落している。「教育全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底」など全体的に抽象的で、従来の一般的な理念と何ら変わらない。「いじめ」、「校内暴力」については「家庭や地域の綿密な連携につとめ」、登校拒否や高校中退者問題についても「理解を深め、その個性を尊重、適切な指導を」と、極めて表面的で、「子どもの権利条約」の理念への踏み込みが足りない。

教育と子ども・青年をめぐる状況は、受験競争、不登校、高校中退、いじめ、体罰、塾がよいなど深刻な問題が横たわっている。日教組は、これらの問題を構造的に捉え直し、「競争と選別」から「自立と共生」へと教育理念の転換をはかり、子どもの意見表明権、表現・情報の自由、休暇・余暇、文化的な生活への参加など「子どもの権利条約」の具体化をはかり、子どもが権利行使の主体となる学校づくりをすすめていきたい。

そのため ①子どもたちが「子どもの権利条約」の内容を知り、権利行使するために役立つ広報活動を積極的に推進する。②多くの父母・国民から指摘されている今日の学校の管理主義的なあり方を改善し、子どもたちの意見を教職員集団が吸い上げるシステムづくりに努力する。③今年度の教研活動の大きな柱に権利条約の理念に沿った教育実践を捉える、などを推進する。

文初高第149号
平成6年5月20日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各国立学校校長
各大学共同利用機関長
各大学入試センター長
各学位授与機構長
国立学校財務センター長
各公私立大学校長
放送大学校長
各公立高等専門学校校長
各文部大臣所轄学校人理事長
文部省各施設等機関長
日本ユネスコ国内委員会長
日本学術院院長
文化庁各施設等機関長
日本芸術院院長
各文部省関係特殊法人の長
公立学校共済組合理事長

殿

文 部 事 務 次 官
坂 元 弘 直

「児童の権利に関する条約」について（通知）

このたび、「児童の権利に関する条約」（以下「本条約」という。）が平成6年5月16日条約第2号をもって公布され、平成6年5月22日に効力を生ずることとなりました。本条約の概要及び全文等は別添のとおりです。

本条約は、世界の多くの児童（本条約の適用上は、児童は18歳未満のすべての者と定義されている。）が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。

本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法（昭和22年3月31日法律第25号）並びに我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年8月4日条約第6号）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和54年8月4日条約第7号）」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところでありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切

にした教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

また、教育に関する主な留意事項は下記のとおりでありますので、貴職におかれましては、十分なご配慮をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事にあっては所管の私立学校及び学校法人等に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、趣旨の徹底を図るようお願いします。

記

1. 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。

この点、学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。以下同じ。）においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。

また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務とともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。

2. 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。

また、学校においては、登校拒否及び高等学校中途退学の問題について十分な認識を持ち、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるよう一層の取組を行うこと。

3. 体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。

4. 本条約第12条から第16条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。

5. 本条約第12条1の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと。

なお、学校においては、児童生徒等の発達段階に応じ、児童生徒等の実態を十分把握し、一層きめ細かな適切な教育指導に留意すること。

6. 学校における退学、停学及び訓告の懲戒処分は真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない。その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮すること。

また、学校教育法第26条の出席停止の措置を適用する際には、当該児童生徒や保護者の意見をよく聴く機会を持つことに配慮すること。

7. 学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てるとともに、すべての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるためのものであること。その指導は、児童生徒等が国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身につけるために行うものであり、もとより児童生徒等の思想・良心を制約しようというものではないこと。今後とも国旗・国歌に関する指導の充実を図ること。

8. 本条約についての教育指導に当たっては、「児童」のみならず「子ども」という語を適宜使用することも考えられること。

「子どもの権利条約」発効 日本弁護士連合会 会長声明

1989年11月20日に国連総会で採択された「児童(子ども)の権利条約」は、去る3月29日にその批准承認案が国会において承認可決され、これを受けて日本政府がこのたび同条約を批准したので、批准書の国連への寄託手続きを経て正式に発効する運びとなった。

当連合会は、「児童(子ども)の権利条約」が国連総会で採択された直後から、子どもを権利行使の主体と認めて子どもの社会参加を重視するこの条約が、日本における子どもの深刻な権利侵害の現状を改める契機となるとして、政府に対して繰り返し条約の早期・完全批准と法改正や運用の見直しを求めてきた。それだけに1990年9月22日に日本政府が同条約に署名してから3年8ヵ月を経ての今回の批准は、いささか遅きに失したことは否めないが、同条約の批准によりこれが国内法的効力を有するに至ったことの意義を鑑みて、当連合会は、これを子どもの人権保障に向けての第一歩として評価するものである。

政府は何よりもまず、「児童(子ども)の権利条約」を子どもたちすべてにわかりやすく知らせ、理解を深める努力をすべきである。そのうえで、同条約に照らして、子どもたちのおかれている現状をつぶさに点検し、必要な法改正とさまざまな運用の見直しを含む総合的な実施行動計画を早急を実施すべきである。

当連合会は、既に1993年3月11日日付「意見書」や同年11月19日付「会長声明」において、政府に対

して、婚外子(非嫡出子)差別の撤廃など緊急に実施すべき法改正や、子どもの権利侵害の監視・救済などを行う「子どもの権利オンブズマン(パーソン)」の設置などについて具体的な意見・提言と協議の申し入れ等をしてきたが、政府はこれらを十分に踏まえて、子どもの人権保障に向けての政策を具体的に推進すべきである。

また、条約の批准により、政府は2年内に国連の子どもの権利委員会に対して条約の実施状況について報告する義務を負うことになった。この報告においては、単に国内法の整備状況だけでなく、条約の批准後に子どもたちのおかれている現状がどのように具体的に変わったのかが問題とされることとなっている。政府は報告書の作成にあたっては、予め当連合会をはじめ子どもの権利擁護のための国内諸団体等に、広く意見を聴取するなどの方策を講ずべきである。

当連合会は、今後も子どもの目線に立って、条約の実施状況を監視・点検し、「子どもの人権救済窓口」の一層の拡充、少年事件についての当番弁護士や附添人活動の充実などの諸活動を通じて、子どもの権利の確立に努めるとともに、関係省庁とも今後にも必要な協議・対話を行うことを申し添えるものである。

1994年(平成6年)5月2日

日本弁護士連合会

会長 土屋 公 献

「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利条約) 新聞は文部省通知をどうとらえたか!

5月22日、「子どもの権利条約」が日本において、いよいよ効力を生ずることとなりました。同条約が今日に至るまでに、紆余曲折を経てきたことは皆さんの知るところです。この条約発効に伴い、新聞各社では、同条約に関する様々な記事を掲載しました。掲載記事は、同条約の発効を前に、各都道府県の教育委員会へ出された文部省通知をもとにかかれたものが多くみられます。

そこで、新聞各社が、5月22日の条約発効をどの様に記事にしているのか、その一部をご紹介しますよう。

★意見表明権について

日本経済新聞 5月20日朝刊

条約は「児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について、自由に自己の意見を表明する権利を確保する」(12条)などと、児童・生徒の意見表明権が認められているほか、思想、良心及び宗教の自由の尊重がうたわれている。通知には、退学など学校の懲戒処分の際には「当該児童生徒から事情や意見をよく聞く機会を持つように配慮すること」と、意見表明権を意識した項目が盛り込まれた。

毎日新聞 5月20日朝刊

文部省の通知は、「子供の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にされた教育」の重要性を強調している。

しかし、意見表明権については「児童の意見を必ず反映させることを求めたものではない(中略)」と従来の見解を繰り返した。

東京読売新聞 5月20日朝刊

条約に盛り込まれている「子どもが意見を表明する権利」については、「児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきだ」という理念」と位置づけ、「必ず反映されるということまでも求めているものではない」と述べている。

★「校則」について

産経新聞 5月20日朝刊

条約で保障される表現の自由、意見表明権を背景に子供や保護者から見直しの要求が強まると予想される校則については、児童、生徒が健全な学校生活を営む一定の決まりとして、「学校の責任と判断において決定されるべき」とし、ほぼ従来と変わらない姿勢を求めている。

★国内法との関係について

北海道新聞 5月20日朝刊

通知は、条約を「世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの」と位置付け、国内においては、教育関係の法令改正は必要ないとの政府方針を改めて確認した上で、「一人ひとりを大切にしていく教育」の充実が図られていくべきだとしている。

北海道新聞 5月23日朝刊

法務省は「民法の規定は不合理な差別をもたらしものではなく条約の内容には抵触しない」としているが、非嫡出子の差別撤廃などを訴えている福島瑞穂氏は「条約を批准した先進国で、非嫡出子を公然と差別しているのは日本だけ。生まれてくる子供に親を選択する余地はなく、民法の規定は子供を権利の主体とする条約の趣旨に反している」と、今後も国内法整備に向けた国会請願運動などを進める構えだ。

★「日の丸」「君が代」との関係について

朝日新聞 5月20日朝刊

権利条約が認めた子どもの思想、良心の自由と「日の丸」「君が代」の学校行事での事実上の強制との関係については、「児童、生徒の思想、良心を制約しようとするものではない」とする一方で、「今後とも指導の充実を図る」としており、今後、条約や通知の解釈をめぐる教育現場で対立もおきそうだ。

日本経済新聞 5月20日朝刊

日の丸掲揚や君が代斉唱の指導が「思想・良心の自由」に反するとの指摘がある点には「(日の丸・君が代の指導は)国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身につけるためのもので、児童・生徒の思想・良心の自由を制約するものではない」と、従来どおりの指導を続けるとの立場。

同省は「例えば日の丸掲揚の際に立たなかったというだけで、児童生徒を処分することはないだろうが、一概にこの問題で児童生徒の処分がないとは言えない」という。

★名称について

朝日新聞 5月20日朝刊

条約の名称については、「児童」とするか「子ども」とするか対立があったが、教育指導にあたっては「子ども」を用いてもかまわないとしている。

★条約について

北海道新聞 5月20日朝刊

現場できちんと子供の意見を聞くようになれば一歩前進だが、通知は「ものごとを最終的に決めるのは学校」と従来の管理体制を変えておらず、子どもが権利の主体という条約本来の視点が欠けている。

河北新報 5月22日朝刊

条約に盛り込まれた各種の自由権にはもちろん「国の安全、公の秩序、道徳に反しないこと」などの制約が加えられている。その点も考慮しながら、条約の精神を教育現場や家庭、地域に生かしていかなければなるまい。

子どもの人権連の本

編集Ⅱ子どもの人権連 永井憲一 小川利夫

子どもの人権読本

1,000円 (〒240円)

★子どもの権利条約が批准されつつある今、あらためて子どもの人権をめぐる諸問題の検討が求められている。

I. 子どもの人権はどうなっているか

- ① 学校と子ども—校則問題を考えるなど
- ② 家庭と子ども—離婚と子どもなど
- ③ 地域生活と子ども—受験競争下の子どもなど
- ④ 警察と子ども—警察から人権を守るQ & A

II. 子どもの権利条約の思想と歴史

子どもの権利宣言の誕生
子どもの権利の発展
権利条約の制定と意義

III. 子どもの権利条約と国内法

本条約の国内への適用
子どもの自由権・人格権の保障
子どもの手続的権利の保障
外国人の子どもの権利保障
女性の権利と子どもの権利保障

資料編

子どもの権利条約、世界人権宣言など国際文書収録

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6F
TEL 03-3265-2174
FAX 03-3230-0172

第129回国会 「子どもの権利条約」

衆議院外務委員会議録 (1994年3月4日)

本国会召集日 (平成6年1月31日) (月曜日) (午前0時現在) における本委員は、次のとおりである。

| | |
|-----------|------------|
| 委員会 菅 直人君 | 理事 鈴木 宗男君 |
| 理事 小杉 隆君 | 理事 福田 康夫君 |
| 理事 原田昇左右君 | 理事 柴野たいぞう君 |
| 理事 井上 一成君 | 理事 若松 謙維君 |
| 理事 牧野 聖修君 | 理事 石原慎太郎君 |
| 安倍 晋三君 | 加藤 紘一君 |
| 小淵 恵三君 | 坂本三十次君 |
| 金子 一義君 | 二階堂 進君 |
| 櫻内 義雄君 | 秋葉 忠利君 |
| 武藤 嘉文君 | 土肥 隆一君 |
| 後藤 茂君 | 石井 一君 |
| 濱田 健一君 | 錦織 淳君 |
| 工藤堅太郎君 | 草川 昭三君 |
| 赤羽 一嘉君 | 古堅 実吉君 |
| 西村 眞悟君 | |
| 糸山英太郎君 | |

平成6年3月4日 (金曜日)
午前10時6分開議

出席委員

| | |
|------------|-----------|
| 委員長 菅 直人君 | 理事 原田昇左右君 |
| 理事 鈴木 宗男君 | 理事 井上 一成君 |
| 理事 福田 康夫君 | 理事 牧野 聖修君 |
| 理事 柴野たいぞう君 | 小淵 恵三君 |
| 安倍 晋三君 | 金子 一義君 |
| 加藤 紘一君 | 七条 明君 |
| 櫻内 義雄君 | 浜田 靖一君 |
| 二階堂 進君 | 大島 章宏君 |
| 秋葉 忠利君 | 土肥 隆一君 |
| 後藤 茂君 | 石井 一君 |
| 濱田 健一君 | 錦織 淳君 |
| 工藤堅太郎君 | 大口 善徳君 |
| 赤羽 一嘉君 | 竹内 譲君 |
| 草川 昭三君 | 古堅 実吉君 |
| 西村 眞悟君 | |
| 糸山英太郎君 | |

出席国務大臣

外務大臣 羽田 孜君

出席政府委員

外務大臣官房 小池 寛治君
審議官
外務省総合外交政策局長 柳井 俊二君
外務省総合外交政策局国際社会協力部長 高野幸二郎君
外務省アジア局長 川島 裕君
外務省北米局長 時野谷 敦君
外務省欧亜局長 野村 一成君
外務省経済局長 原口 幸市君
外務省条約局長 丹波 實君

委員外の出席者

法務省民事局 小池 信行君
参事官
法務局人権擁護局総務課長 河野 芳雄君
大蔵省国際金融局総務課長 井川 紀道君
文部省初等中等教育局高等学校課長 富岡 堅治君
文部省高等教育局私学部私学助成課長 早田 憲治君
自治省行政局 振興課長 松浦 正敬君
外務委員会調査室長 黒河内久美君

委員の異動

3月4日

辞任

坂本三十次君
武藤 嘉文君
後藤 茂君
草川 昭三君
若松 謙維君

補欠選任

七条 明君
浜田 靖一君
大島 章宏君
大口 善徳君
竹内 譲君

同日

辞任

七条 明君
浜田 靖一君
大島 章宏君

補欠選任

坂本三十次君
武藤 嘉文君
後藤 茂君

大口 善徳君 草川 昭三君
竹内 譲君 若松 謙維君

同日

理事若松謙維君同日委員辞任につき、その補欠として若松謙維君が理事に当選した。

1月31日

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（第128回国会条約第4号）

3月1日

ロシアによる日本海への放射性廃棄物投棄の前面禁止に関する請願（唐沢俊二郎君紹介）（第121号）

同（小坂憲治君紹介）（第122号）

同（宮下創平君紹介）（第123号）

同（若林正俊君紹介）（第124号）

同（田中秀証君紹介）（第144号）

は本委員会に付託された。

◆児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件◆

○菅委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。秋葉忠利君。

○秋葉委員

社会党の秋葉でございます。

子どもの権利条約、政府訳では児童の権利条約ということになっておりますが、この件については、126国会において、私たちかなりの時間を割いて質疑をいたしてまいりました。それ以前にも実に3年以上、このことについて80人以上の国会議員がさまざまな議論を行ってまいりました。今国会においては、この総括といいますか最終的なまとめという意味で、126国会以降実はかなり重要な客観的な情勢の変更がございますので、そういった客観的な事実を踏まえながら、改めて子どもの権利条約の精神を確認した上で、これが日本国内においても、さらには世界においても、本当に子供たち一人一人の権利を十分に守り、さらに子供たちの与えられた可能性を最大限に生かすために、最終的なまとめの質問、したがって、これまでの審議と重複する部分がありますけれども、何点か伺いたいと思います。

まず最初に伺いたいですけれども、126国会に提出されましたこの条約の日本語訳と今国会に提出

されております日本語訳、異なっているところが数カ所見られると思うのですが、まずその経過について、また、どうしてそのような変化が起こったのかなどについて、簡単に外務省の方からお答えいただければと思います。

○高野政府委員

お答え申し上げます。

本条約を再提出するに当たりまして、第126国会、特に本委員会での御審議その他報道、出版物等で指摘されました諸点を参考といたしまして、また、前回の提出後に入手いたしました情報等も踏まえ、改めて条文全体のチェックを行った次第でございます。その結果、3カ所につき訳文を変更することとさせていただきます。

従前の訳文に必ずしも適切でない部分があったことにより、政府が一たん国会に提出した訳文を変更することとなったことは遺憾でありまして、国会に御迷惑をおかけすることになったことを大いに反省しております。

今後、このようなことが生じないよう、訳文の作成に当たりましては、これまで以上に慎重を期してまいり所存でありますので、何とぞ御理解を得たいと存じております。

○秋葉委員

その点について1、2申し上げたいことがあるわけですが、126国会においては、外務省の態度は、外務省で作成をした訳がベストであるということをおっしゃっておりました。そのベストであるという意味をパラフレーズしていただきたいなのというのが1点。しかしながら、同時に、ベストであるにもかかわらずなぜ再チェックする必要が生じたというふうに認識されたのか、その点について簡単にお答えいただきたいと思います。

○高野政府委員

第123国会におきまして提出いたしましたテキストにつきましては、我々事務方といたしまして最善を尽くした、最善の手順を尽くして提出させていただいたという意味で、ベストを尽くさせていただいたということをお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたように、その後、国会におきます審議その他の諸点を踏まえまして、政府といたしまして、改めて条文全体のチェックを行った。その結果、適切でない点が3カ所ございましたので、

その3カ所を改めさせていただいたということでございます。

○秋葉委員

全然答えになっていないと私は思います。最善を尽くしたからというだけではなくて、その訳の内容がベストだということをはっきりと外務省がおっしゃっている。あえて議事録は読みませんけれども、それだけの自信を持ってお出しになっている。万一のことがあったらどうするんだということまで私は聞かざるを得ないような状況が126国会でした。ですから率直に、それはベストを尽くしたものであっても、誤りがあったということをも認めた上でそれを改めましたということをおっしゃるべきなのではないでしょうか。

その点については時間がありませんのであえて触れませんが、例えば外務省は、この第37条(c)の訳に関して、「セーブ」という意味の前にコンマがあるから外務省の訳が正しいんだということをおっしゃった。その文法的な解釈については誤りだったということがはっきりと、少なくともこの1点については、ほかの点も後日時間をとって確認したいと思っておりますけれども、最低限そういった事実問題についてはきちんとした現状認識を示してください。逃げるばかりではだめだと思います。

○高野政府委員

ただいま御指摘の37条(c)項につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、第126国会で本委員会において御指摘があったことはそのとおりでございます。

我々政府といたしまして、その際の審議のやりとり等も踏まえ、全体として再チェックさせていただいた結果、原案は不適切であるという判断に立ちましたので、変更させていただいたということがございます。

○秋葉委員

この点についてはこれ以上触れないことにいたしますけれども、恐らく傍聴をされている方々の中では、なぜこの点について私がこだわっているのかよくわかりにならない方がいらっしゃると思いますので一言説明をしておきますと、これは条約の審議権、条約の解釈について、だれがその解釈をする権利を持っているかということにかかわっているもので、私はここにこだわっているということを申し上げておきたい。

上げておきたい。

外務省の見解では、国会そして外務委員会がここで判断を要求されているのはただ単に条約の批准に賛成をするか反対をするかということだけであって、内容にまで立ち入ることはできない。簡単に言うとそういうことを主張しているわけですが、国会としては、例えば条約の訳に関して、あるいは国内法との関連について、その運用等について、国会の方でそれについての解釈を与える権限があるという主張をかねてからしてまいりました。

その点について、これはきょう1回の議論でおさまる問題ではないと思っておりますけれども、いわば三権分立のうちの2つ、立法と行政との間のやはり非常に明確に一線を画さなくては行けない問題だということでも大事なんだということも改めて説明をさせていただきたいと思っております。

その意味でこの訳にこだわっているわけですが、外務省の態度として、いまおっしゃったのは、これから誤訳を出さないようにさらに努力をすることによってございました。それについて異議はございません。しかしながら、外務省も神ならぬ人間の集まりです。ですから、人間の集まりである以上、これは誤訳が出る。万全を期しても誤りが起こること、これは避け得ないことなので、実はここで当然必要とされるのは、万一誤りが生じた場合に、いかに早く、できれば事前にそれを見つけて、どのような手段で、しかも、126回の国会のようにただ単に自分は正しいんだということだけを主張するのではなくて、より合理的な手続によってきちんとした訂正が行われるような体制を整えるべきだということに思っています。

その点について、外務省の中で少しこれから翻訳についてのシステムを変えるということをおっしゃいますので、簡単に、これからどういうふうに変えていくつもりか、伺わせていただきたいと思います。

○小池(寛) 政府委員

お答え申し上げます。

条約の訳文は、従来から正文テキストの文言の意味をできるだけ正確に反映するということによって、まず外務省で原案を作成し、次に関係省庁とともに何度か読解を繰り返して協議して、最終的には内閣法制局の審査を経て慎重に作成してきておりますことは、先生よく御承知のところでございます。

先ほども申し上げましたように、今後、これまで以上に一層慎重を期して訳文を作成していく所存で

ございます。

それで、今般の訳文変更を招いた事態を反省いたしまして、訳文作成に一層慎重を期するため、新たに外務省内に訳文委員会を設置することといたしました。訳文委員会は、条約局審議官を長として、原局の審議官、参事官ほかの関係者を構成員として、内閣法制局が最終的な審査を行う前の段階で、外務省として訳文作成に慎重を期するために一層検討を加えるということを目的とするものでございます。

○秋葉委員

少なくとも委員会をつくって、そこでチェックをきちんとするというには私も賛成ですから、ただ、余り作業が冗長にならないように、効率的にやっていたきたいと思います。

しかしながら、実は、この今回の何か所かの誤訳について、外務省の中でそういったチェック機構を持たなくてもきちんとした誤訳の発見とその訂正は簡単にできたということは、当然御存じだと思いますけれども、改めて申し上げます。

例えば、ここに私が持っております子どもの人権連というところでつくった対訳集がございます。これが発行されているのは1992年6月です。おととしですね。去年の126国会のときには、もうこれはかなりたくさんの方が読んでいた文書です。その中には、ユネスコ訳と国際教育法研究会の訳が政府訳と並列されてきちんと載っております。その2つの訳を見れば、政府訳だけが異なった解釈をしているということは明白です。

それで、外務省の中に委員会をつくって検討するというのも大事なんですけれども、そこでもう1つ大事なものは、そういった外務省のいろいろな意見について、これも1つの意見の表明ですから、外務省訳が間違っていますよというふうに私のように委員会で言ったわけではありませんが、しかし、事実として誤訳を指摘している文書が存在するわけです。そういったものを謙虚に比較検討することによって、当然このような時間のむだというのは省けたわけです、その時間、より重要な問題についての質疑ができたというふうに私は思います。ですから、ただ単に委員会をつくれればそれでいい、形を整えればそれで外務省が何かやったことになるというのではなく、外務省の態度そのものをより民主的な、より謙虚なものに変えていく必要が私はあるのではないかとこのように思います。

その点について、これまでその誤訳の問題につい

てと今後の予防策について外務省からの見解がありましたけれども、やはり外務省全体としてもっと謙虚に外務省外の声を取り入れる努力をするといった観点について、羽田外務大臣、これまでの総括といったような意味で、この誤訳のことにに関して一言、外務省の方針といいますか大臣として前に引っ張っていく決意といったものをぜひお披露いただければと思います。

○羽田国務大臣

まさに皆様に御審議をいただくということで、国会に訳文を正文とあわせて提案をさせていただいたということでありまして、これが誤訳ということになりましたことを大変申しわけなく存じております。

私どもといたしましては、今御指摘もございましたけれども、御指摘に基づいてこれを修正したわけでありまして、そういったことも含めながら、私どもやはりみんなに、審議される皆さん、あるいは国民の皆さんにもわかりやすい、これを我々も謙虚に努めていくことが必要であろうというふうに考えております。

○秋葉委員

ありがとうございました。

大臣から謙虚にという言葉が聞けて、私は、国民の1人として外務省のこれからの方針に大変自信を持たったような気がいたします。それはやはり永田町にいます、私も国会議員の1人として、多くの市民の方々が考えているような現実から離れてしまうということをつらつら痛感しておりますので、そういった形で外務省も同じような立場から多くの人の声を謙虚に聞いていくという意思の表明がなされたことを大変私はうれしく思っております。

で、そのことについても一言あえて申し上げさせていただきますと、多くの声を、多くの人々の声を、その国会の外からの声を聞くということに関連をして、それは最終的には国会、つまり議員が選挙によって選ばれ、国民の代表として議論を行う国会の意思を尊重するということだと私は思います。

したがって、今の外務大臣の発言は、条約の問題について、あるいはその解釈について国会が少なくとも行政側としては国会がすべての権限を持つというふうに今言明することは恐らくできないだろうというふうに思いますけれども、しかしながら、国会の役割が非常に重要である、そして、審議権が

100とは言わないでもかなりの部分国会に審議権があるということを認めていただいた発言だというふうに私は解釈をいたします。

で、その点について次の質問に移りたいわけですが、この条約、子どもの権利条約をこれから、恐らくきょうの委員会で可決され、本会議で可決されることになり、正式に批准されるわけですが、この子どもの権利条約を具体的に国内でさまざまな面において適用をしていく、その上で実は126国会の1番最後の段階において決議が行われております。

この決議は私は形式的には現在でも生きている決議だというふうに解釈をしておりますけれども、条約の批准そのものが実は126国会では流れてしまったので、それに付随した決議も存在しないという解釈もあり得ると思いますので、この決議について、もう一度決議の精神、少なくともこの精神、その中にはこの条約を広めていくに当たって、児童の権利条約という言葉だけれども、広報等に当たっては例えば子どもという言葉も使っていきますといったような実質的な内容も含まれているわけです。そういった意味で、この決議の精神を継承していく、それだけではなくて、決議には盛り込まれなかったけれども条約本来の精神を尊重していくということを、一言外務大臣にもう一度ここではっきりと確認をしていただきたいと思っております。

○羽田国務大臣

御指摘の決議につきましては、外務省といたしましてもその内容につきまして尊重すべきものというふうに考えております。

この決議にもありますとおり、特に子供も条約を理解し得るように、また、わかりやすくという点から、国会の承認後、この条約の広報活動、このことを行うに当たりましては、児童ばかりではなくて子供という言葉、これも使用していく考えでございます。

また他方、条約の正式名称で使われておりますチャイルドの訳につきましては、我が国が既に締結しております他の条約の訳文、あるいは我が国の憲法、労働基準法、児童福祉法等に用いられております法令用語、これとの整合性の見地から、児童を用いることが最も適当と判断したものでございまして、子供に改めるということはできないことだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○菅委員長

ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○菅委員長

速記を始めてください。

羽田外務大臣。

○羽田国務大臣

私が先ほど御答弁申し上げた中で、誤訳という、訳文に誤訳があったと申し上げたわけでありましてけれども、今般の訳文の変更は、より適切なものにしたということ御理解をいただきたいと思っております。

○秋葉委員

それをパラフレーズすると誤訳ということに私の頭ではなるのですが、この際、神学的な言葉の問題で争っている時点ではないと思っておりますので……。

それから外務大臣、先ほどのお答えも、子供と児童の使用についても非常に真摯なお答えだというふうに私は受けとめております。ですから、そういう事情にかんがみて、あえてそのところは私は異議を立てませんけれども、ただし、問題の指摘だけはさせていただきますと思います。

やはり、少なくとも外務省がベストであると言明したからには、これはちょっと差別的な表現になって申しわけありませんが、男だったらちゃんと責任をとってください。そういうベストであるなどということを書いておいて、その後でやはりその言葉を翻すような、そういう態度をとっているから日本の政治がいつまでもよくならないと私は思っています。自分の言葉に責任をとれない政治家が本当に国の政治全体に責任をとれるのか、そういう非常にゆゆしき問題だと思いますから、その認識だけは申し上げておきたいと思っております。

それで、先ほどの児童の権利条約というふうに政府側が呼んでいる子どもの権利条約、正式名についても、私たちは子どもの権利条約に直すべきだという主張をしまいましたが、これも時間がございませんので、あえてその問題について今回議論をして政府側の考え方を考えることはできないというふうに判断をいたしております。しかしながら、その広報とか、それから、できるだけたくさんの子供たちにこの権利条約について理解をしてもらって、その精神を子供たちだけではなく私たち大人もきちんと日本の社会の中に広めていくという姿勢では、私

は政府のお考えと全く一致しているというふうに信じたいと思いますので、先に行かしていただきたいと思います。

この条約の中の42条、広報の義務があるわけですが、今外務大臣がおっしゃった趣旨とも関連して、具体的にどのような広報を行って、どういうふうにごこの条約の内容について伝えていこうとしているのかを伺いたいと思います。

まず手始めに、これからできるだけたくさんの人にこの条約の内容について知ってもらおうということを行う場合に、現在どの程度の人、特にどの範囲の子供たちがこの条約について知っているかということ、そこがわからないと話になりません。ですから、現在の時点、あるいは昨年ぐらいの時点でも結構ですけれども、子どもの権利条約というのが日本の子供たちの間にどの程度知れ渡っているのか、そういった調査がありましたら、あるいは外務省としてどのような把握をなされているのか、これは文部省の方でも結構ですけれども、学校を通して子供たちが子どもの権利条約について少しは知っているのかといった点についてお答えいただきたいと思います。

○高野政府委員

政府といたしましてこの条約が子供にどの程度知られているのかを示す客観的なデータを有しているわけではございませんが、東京の中学生の約85%がこの条約を知らないというアンケート結果が昨年6月に報じられていることは承知しております。

○秋葉委員

それは朝日新聞の調査だと思いますけれども、出典も明らかにしていただいた方がより正確でよかったと思います。

文部省としては、これとは別に、現状の把握をなさっておりますでしょうか。

○富岡説明員

文部省といたしましては、本条約につきまして児童生徒がどれくらい知っているかということについては、つまびらかに調べた、または把握していることではございませんが、私どもといたしましては、児童生徒や先生に十分な理解が進んでいるとは必ずしも言えないという認識は持っております。

○秋葉委員

現在の時点ではその条約そのものがまだ批准をさ

れていないわけですから、批准をしてから努力を始めるんだということで、その認知度が低くてもまあ仕方がないという説明はある程度納得がいくのですが、問題はこれからだと思います。

今おっしゃいましたように、これからどのような方法でこのPRを行っていくのか、その中で、例えばこれから1年後という時点を考えて、そのときには日本の子供たちのどのくらいのパーセントの人たちにこの条約の存在を知ってもらおう、例えば2、3%ということであればこれは何もしないということと同じでありましょうし、100%の子供たちにぜひ知ってもらいたいというのは事によたら無理かもしれない、ある程度常識的な線が出てくると思いますけれども、外務省にとって数値目標を掲げるというのは鬼門かもしれませんが、できたらある程度数値目標を掲げた上で、その目標を達成するために大体どのような方法でPRをしていくのか、簡単に御説明いただければと思います。

○高野政府委員

数値目標を設けることにつきましては、この子供に対する条約の場合につきましても容易ではございませんが、政府としては、この条約の対象である児童が1人でも多くこの条約の中身を十分理解することができることを目標に鋭意広報活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○秋葉委員

より具体的なお答えが欲しいのですけれども、例えば文部省はより具体的なPRの方法というのをお考えになっているのでしょうか。

○富岡説明員

先生御指摘のとおり、条約の中には教育に関し重要規定が多く盛り込まれておりまして、学校におきます教育活動にも深くかかわるものと思料しておるわけでございますので、文部省といたしましては、条約締結後、学校関係者への通知の発出、あるいは先生よく御案内のように、各種のいろいろな段階の会議等あるいは研修会等もございまして、広報誌等もございまして、外務省とも連携いたしながら積極的条約の趣旨、内容等の周知を図ってまいりたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

○秋葉委員

より具体的な方策というのがこの委員会で出てくることを私は期待していたのですけれども、現在進行中あるいは私が子供たちの代表といいますが、何人かの人たちから聞いたようなアイデアについて、例えばこういったことができるということを御参考までにまず申し上げておきたいと思えます。

例えば、そのパンフレットをつくって学校等に配付するにしても子供の言葉、大人の言葉ではなくて、しかも年齢に合わせた、小学校の1、2年生と中学校の3年生ではもちろん使っている言葉が違います、年齢に合わせた子供の言葉によるパンフレットをつくるということはどうしても必要だと思えますし、このことについてはアムネスティが既に公募をして冊子をつくらうという運動を行っております。

それから、諸外国で行われているような例を見ても、テレビとかラジオを有効に使う、コマーシャルで、例えば2年間この子どもの権利条約についてテレビのコマーシャルを使っているいろいろな情報を流し続けるなどということも可能だと思えますし、それからテレホンサービスなんということも考えられる。あるいは記念切手を発行してこのピーアールをするといったような国もございますし、あるいは郵便局といったところでPRをする、さまざまな方法があると思えますけれども、こういったアイデアは別に私が考えたわけではなくて、子供たち自身がこういったさまざまなアイデアを出しているということが大事だと思えます。

したがって、外務省、文部省、特にお願いしたいのは、子供たちの意見をPRにもぜひ取り入れていただきたい。そして、ただ単に外務省の中だけで考える、文部省の中だけで考えるのではなくて、開かれたPRの方法から、子供の権利条約についてはぜひお役所として取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思えます。

それに関連して、もう1つ大事な問題なのですが、いわゆる子供の権利についてのオンズパーソンをつくる。オンズマンというのは、マンが男性ですから、これは男女どちらでもいいのでオンズパーソンという言葉になっていますけれども、こういった動きも世界的にございます。これについて法務省ではやはり同じような考え方を持っておられるということを聞いていますけれども、その構想を簡単に説明していただきたいと思えます。

○河野説明員

我々の人権擁護機関におきましては、従来から、いじめ、体罰、不登校児などの子供の人権問題に積極的に取り組んできたところでございますが、近年、不登校児の増加、それからいじめについて重大な人権侵犯事案が発生しているところでございます。これらを防止するための適切有効な対策が結局は求められるということで、人権擁護委員の中から、子供の人権を専門的に取り扱う子どもの人権専門委員を指名し、他の人権擁護委員の協力を得て、子供の人権問題の解消に全般的に取り組んでいくというものでございます。

具体的な活動内容といたしましては、子どもの人権相談所の開設や子供の人権問題に関するアンケート調査の実施、それから機関誌の発行、子供座談会の開催などを実施して、子供の人権に関する情報を収集いたしまして、人権侵犯事件が発生していることが察知された場合には、法務局と協力いたしまして、適切な救済を図ろうというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○秋葉委員

今、説明だけを聞いておりますと、何も問題はないような気もいたしますけれども、実は法務省の子供の人権オンズパーソンについて、そもそも人権擁護委員会制度そのものに疑問があるといった意見もございます。このような新しい制度をつくるに当たっても、ぜひお願いをしたいことは、やはり子供の立場から、子供も含めてさまざまな人たちがこのオンズパーソンの制度が生きるように提言しておりますので、これまた法務省だけではなく、広く子供たちの意見、社会全般の意見をインプットを、建設的に取り入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、もう1つ文部省に伺いたいのですけれども、この子どもの権利条約批准に当たって、これを機に、文部省として、いじめの問題について何か非常に大きな、何といいますか、これを記念して、いじめの問題を撲滅するための何か新しい方法を模索するとか、あるいは新しい制度をつくるとか、そういったことが当然考えられると思えますし、それは子どもの権利条約の精神に沿っていることだと思うのですが、例えばいじめということに限っても結構ですけれども、何かそういったことを文部省としてはお考えになっているのかどうか、一言お聞かせ

いただきたいと思ひます。

○富岡説明員

児童も人格を持った一個の人間として尊重していかうということが今度の条約の趣旨でございますので、その条約全体の趣旨を踏まえまして、学校におきまして、例えばいじめを許さないというような姿勢で学校運営をしていくということは大事だというふうにも認識しております。

そういう観点から、教師一人一人が児童生徒の生活実態のいろいろきめ細かい把握に努めるということの指導の充実とか、全教職員がいじめの問題の重要性を認識して取り組んでいくという体制の確立が大事でございます。

その指導の一層の充実を図ってまいりますとともに、平成6年度に、いじめ、校内暴力等につきまして総合的な実態調査を行いまして、この対策につきまして適切な資料を得るということで予算化いたしまして、指導生徒の問題行動に關します総合的調査研究というようなものを実施する予定にしております。

そのようなものをいろいろあわせまして、この問題について真摯に取り組んでまいりたいというふうにも思っております。

○秋葉委員

時間がございませんので、今の件については、後刻また文部省の方と詳しいお話をさせていただければと思ひます。

そして、もう1つの子どもの権利条約の中で私たちが注目しておりましたのは、第2条の關係のことでございます。

特に婚外子差別について、私たちは例えば民法の900条といったことを問題にしてきたわけですが、この点についてもかなり大きな変化が126国会以降生じてまいりましたので、まず、法務省の方でその変化をどういうふうにも認識しているのか、手短かに伺いたいと思ひます。

○小池説明員

お答えいたします。

ただいま先生御指摘の問題につきましては、その後、平成5年6月でございましたか、東京高等裁判所で民法900条4号ただし書きが憲法に違反するという決定がなされております。さらに、昨年の秋、いわゆる国連人権B規約の日本政府報告の審査にお

きまして、規約人権委員会からこの900条4号ただし書きの規定がこの条約に抵触するというような指摘、コメントがなされた、そういう状況の変化がございます。

○秋葉委員

そういった状況の変化に対応して、例えば今後法制審議会においてこの婚外子差別の問題について、特に民法900条を改正するといったような議論が出てくると思ひますけれども、法制審議会のそういった活動を法務省としては激励をし、そして子どもの権利条約2条あるいはその他の国際的なさまざまな人権規約に沿うような形で法務省が努力をしていくということを当然お考えになっていると思ひますけれども、少なくともその基本的な姿勢について、一言法務省の方からお答えいただきたいと思ひます。

○小池説明員

法務大臣の諮問機關でございます法制審議会の身分法小委員会におきましては、現在、婚姻及び離婚法制の全般に關する見直しの審議を進めております。相続の問題は直接のテーマにはなっていないわけですが、先ほど御答弁させていただきました状況の変化等にかんがみまして、私どももいたしましては、この問題につきましてもあわせて法制審議会でその取り扱いについて審議をお願いしたいというふうにも考えております。

○秋葉委員

その法制審議会における結論が、例えば民法900条例外規定、これは4号でしたか、民法900条について特に婚外子差別についての条項は変更するよいうにというような、あるいはその方向の結論が出た場合には、当然それを遵守する、尊重する決意だというふうにも解釈いたしますが、それでよろしいのでしょうか。

○小池説明員

法制審議会におきまして、民法改正として取り組むべき問題だという御指摘があり、その旨の答申がなされれば、それを最大限尊重するというところでございます。

○秋葉委員

この問題に關連してもう1つ、住民票における続柄の記載の問題がございますが、この点についても、

実は126国会でも、私も含めて何人かが質問をいたしております。

それで、この住民票の記載の問題に関してもその後の変化もございますので、民法900条というのはただ単に民法だけの問題ではなく住民票の記載にも影響を与えるさまざまな見解が出されたわけですから、自治省の方として、住民票の記載事項に関してより平等な立場に移行するといった方針をお持ちなのかどうか、少なくともそういった方向での検討がなされているかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○松浦説明員

住民基本台帳制度につきましては、それが住民の居住関係の公証ばかりではなくて、選挙人名簿の登録といったように幅広い行政事務に使われているということでございますので、この住民に関する記録を正確かつ統一的去る必要があるというふうに私どもも考えているわけでございます。

御指摘がございましたような世帯主との続柄の問題でございますけれども、これは続柄が世帯主との身分上の関係をいうものであるというふうに考えておまして、この記載方法を国民の身分関係を公証いたします公簿でございます戸籍の記載に対応させていくということが、先ほど申し上げました正確かつ統一的な住民に関する記録を行うというこの住民基本台帳制度の目的に照らして、やはり必要であるというふうに考えております。

ただ、プライバシーの保護の観点から、こういった世帯主との続柄を含みます住民票の交付請求がありました場合には、特別の請求事由というものを必要にいたしております。そういうふうなことから、プライバシー保護には万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○秋葉委員

その点については、実は今回のお答えが前回のお答えよりも後退している印象がどうしても出てきてしまうのですけれども、その戸籍とは一応独立した形で住民票の続柄記載をすることが可能であるという見解もございます。

それから、昨年秋には全国連合戸籍事務協議会の総会が開催されまして、これは戸籍の実務を行っている人たちのつくっている組織ですけれども、しかもこれは半ば公的に認められている組織ですが、そこにおいてもほぼ満場一致に近い形で、続柄の記

載について平等化を図るべきであるという決議が採択されております。さらに、さっき申し上げましたように、民法900条、それから国際的なさまざまな場面における日本のこういった婚外子の差別について厳しい指弾も行われています。

そういったところを勘案いたしますと非常に残念ですけれども、しかも、佐藤大臣という我が党の大臣が自治大臣として指揮を振るっている自治省から、どうも後退してきたような感じを持たざるを得ない答えが出てきたことを大変に残念に思いますけれども、これは恐らくどこかの意思の疎通がうまくいかなかったのではないかというふうに勘案いたします。ここでも何点か出てまいりました、昨年以來のさまざまな状況の変化に対応する前向きの方針変換をぜひ自治省にもお願いしたいと思います。

それから、外務省を初めとして、この子どもの権利条約、これから批准、そして実際にこの精神に沿った、さまざまな制度が変わったりあるいは法律ができたりといったことを私は期待しておりますけれども、やはり一番大事なところは、この子どもの権利条約の一番基本的な原点である子供の立場に立った、一人一人の子供の立場に立った政治であるというところに改めて思いをいたして、皆さんと一緒に私も微力ながら努力をさせたいいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○菅委員長

福田康夫君。

○福田委員

児童の権利条約を批准・承認するに当たりまして、2、3お答えをいただきたいと思っております。ただし、この条約は126国会で我が党も相当時間を割いて議論をいたしておりますので、簡略にさせていただきます。

まず、本条約の締結国は154カ国に上りました。国連の加盟国の約8割に当たっております。

条約の前文、本文54カ条を通して読みますと、世界じゅうの18歳未満の児童に対しまして、日本国憲法に明記してある基本的な人権に関する諸規定を適用させよう、あるいは児童福祉法、学校教育法、また労働基準法に記載されているような趣旨や目的が世界各国にあまねく行き渡るようにしようというのがこの条約であると思っております。

ところが、世界じゅうには18歳未満のいわゆる子

供は17億人いると言われております。この子供たちがひとしく平和で健康な生活を送っているかということになりますと、まことにそういうふうなことが言えないような現実がございます。幾つかの具体例をあえて申し上げたいと思います。

アフリカ大陸の10から14歳児の4分の1は不法に働かされている。もちろん教育は受けておりません。

この地球上で1日3万5千人の子供が死亡しております。抗生物質とか経口補水療法という簡単な治療で防げるような肺炎とか下痢、はしかで毎年800万人が死亡しております。これはユニセフの世界子供白書に載っておるものであります。

インドでは、貧しい親が生活のための借金の返済のために1千万人の子供が労働に従事しております。もちろん教育どころではありません。

ブラジルでは、9百万人の子供の路上生活者がいるわけでありまして、その子供たちは生きるために泥棒を初めとしてあらゆることをしております。一方、金持ちの人たちは、町の秩序維持のために元警官らを雇って、町の掃除をする、こういうふうにしてこの子供たちを抹殺するということをしております。その子供の数は1990年から92年の3年間に4千6百人になるということがブラジルの連邦警察の調べでわかっております。

サハラ砂漠以南のアフリカ諸国で、生まれた赤ちゃん千人当たり5歳までに死亡する人数、つまり5歳未満児死亡数は、国連統計では世界平均で183人ですが、本条約を既に批准しておりますニジェールという国は、これが最悪でございまして320人、つまり千人のうち3分の1が5歳までに死亡しておる、こういうことであります。ちなみに日本は6人であり、米国は11人です。

別の国連統計によりますと、ソマリアでは、小学校に入学した子供が5年生に進学する割合はわずか2%ということでありました。これは百人の子供が小学校に入学して5年生になる子供はたったの2人しかいないということでありました。日本は100%、米国は96%ということになっております。

こういうふうな資料は、大体ILOとかWHOで数字をまとめておるわけでありまして、ですから、信憑性はかなり高いというふうに考えてよろしいかと思っております。このほかにも人身売買、人身売買後の臓器摘出というふうな実に悲惨な報告が数多く寄せられております。

さて、このような世界の悲惨な子供たちの現実を踏まえて、子供たちの人権を守り、安心のできる状

況をつくるために国際社会が協力し合うことが、この条約の最大目標であり、意義であると思っております。

他方、先進国であるといっても問題がないわけではありません。

例えば、ニューヨークの貧しい子供たちが路上で麻薬売買をしておる。それどころか、子供たち自身がクラッカーという向精神薬を運用する。クラッカーのために強盗まで働くということが雑誌で紹介されております。

また、日本でもつい先日、14歳の、女子中学生です。ね、女子中学生が金欲しさに売春を行っているということが、これも新聞で報道されております。

以上、途上国、先進国と言わず、それぞれの状況の中さまざまな問題を抱えておられて、この条約で児童と呼んでいる子供たちというのは、こういうふうな現実の中にいるということを指摘しなければいかぬと思うのであります。

そこで、このたび日本がこの条約を批准するに当たりまして、一義的には我が国の児童の諸権利を守る、このために国を挙げて全力を尽くすということではなければなりませんけれども、同時に、これを機会に、先ほど来の貧困、そして政治社会制度の整わないことにより虐げられている悲惨な状況の子供たち、児童をこの地球上からいかに少なくするかということについて、我が国としてこの分野を国際貢献の1つとして位置づけるぐらいの気持ちを持って条約批准をするということではなければならぬのではないかとこのように私は考えているのでありますけれども、大臣はいかようにお考えになっていらっしゃいますか。また、そのような趣旨に沿ったODAの実施とかいうふうなことも考えてもよいのではないかとこのように思っております。御答弁願います。

○羽田国務大臣

ただいま福田委員の方からも御指摘ございましたように、この条約の作成の背景にはやはり、貧困あるいは飢餓、武力紛争、また虐待、性的搾取、こういった困難な状況に置かれている児童が開発途上国また先進国を問わず存在するという事実があるものというふうに考えております。

特に開発途上国の子供たちは、栄養失調あるいは高い幼児死亡率、また教育のおくれなど厳しい状況のもとにありまして、かかる状況を改善するためには、この条約にもございますように国際協力が重要であり、また今福田委員から御指摘のされたとおり

であろうと思っております。

我が国は、従来から国連の児童基金、ユニセフを通じてでありますけれども、また国連の世界保健機関、国連の教育科学文化機関、こういった国際機関を通じました資金協力などを実施するとともに、また、2国間援助にありましても、小中学校の校舎の建設あるいは教材の供与ですとか、あるいは母子保健、それから小児病院プロジェクトなどへの協力を行ってまいりました。

また、平成4年の6月に閣議決定したものでありますけれども、ODA大綱におきまして、ODAの効果的な実施のための方策の1つとして、子供等の社会的弱者にも十分配慮する旨挙げているところでございまして、私どもは、この条約の趣旨、そして今福田委員の方から御指摘のありましたような点、こういったことをやはり念頭に置きながら、これからもやはり適切な対応というものが望まれているというふうに考えております。

○福田委員

基本的な考え方については、私は、外務省の方また大臣のお考えという中に私が申し上げたことも十分入っているような感じがいたします。そういう方向でぜひひとつこの機会に、そういうふうな国際的な観点というものをよく踏まえた上で、この条約加盟の意義を考えていきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、訳文の修正問題であります。

これは先ほど秋葉委員からかなり詳しく質疑ございました。この問題につきましては、126国会での審議に当たりまして政府が訳文には誤りはないと答弁を繰り返していたにもかかわらず訂正を行った、こういうことでありますけれども、その上に、今回の訂正箇所には、126国会で誤りであると指摘がなされ、その指摘に対して政府は訂正の必要のないとしているというふうな部分も含まれておるわけです。

このような政府の姿勢は、国会に対して大変不誠実であり、国会審議を軽視しているというふうに言われてもしょうがないのではないかとこのように思っております。

実は、我が自民党の方も、当時は与党として本条約の批准の促進のために大変力を尽くした、このように自負をいたしておりました。そういうふうな立場から考えても、今回の訳文訂正の問題は極めて遺憾である、こういうふうには言わざるを得ないと思

ます。

そこで、事務当局責任者の方と、あわせて外務大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

先ほど、適切などというふうな表現ございましたけれども、適切などというか、私どもからすればやはり誤訳はあったのではないかな、こういうふうにも思っておりますが……。

○羽田国務大臣

訳文をこうやって正さなければならなかったことにつきましては、先ほども申し上げましたように、おわびを申し上げたいと思っております。

私どもは、皆様方に御審議をいただくに当たりまして、より適切な訳というものに対して、皆様に理解いただけるようにこれからも注意していきたいというふうに思っております。

今御指摘のありました点については、先ほど秋葉委員お答えを申し上げましたようにこの委員会等で御指摘いただいたこと等も踏まえまして、私どももよく検討した結果、より適切なものにしたというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○高野政府委員

従前の訳に必ずしも適切でない部分がありましたことによりまして、政府が一たん国会に提出した訳文を変更することになりましたことは遺憾であります。

国会に御迷惑をおかけすることになったことを大いに反省しております。

今後、このようなことが生じないよう、訳文の作成に当たりましてはこれまで以上に慎重を期してまいりますので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

○福田委員

次に、オンブズマン制度を導入するという点についてお尋ねをいたします。

来年度から法務省が子どもの人権オンブズマンを設置する、こういうふうになっております。内容の検討も相当具体的に進んでいるというふうになっております。

例えば、設置場所については、とりあえず東京、大阪を初めとする10カ所というふうになっておりますけれども、この制度は早急に全国的に展開すべきものではないかというふうに考えております。あわせて、この制度は何よりもこの制度の存在を子供に

知らせなければいかぬというふうなことがございます。

政府は、子供たちはもとより国民に対して、この制度の理解を進めてもらうための努力、こういうものが必要なでありますけれども、このオンブズマン制度について、どういふふうな段階になっているか、お知らせをいただきたいと思っております。

○河野説明員

お答えいたします。先ほどの一部重複する答弁があるかもしれませんが、お許しいただきたいというふうに思っております。

法務省での人権擁護機関と申しますと、人権擁護局及び法務局、その下部機関の各地方方法務局でございます。そのほかに人権擁護委員というものがござります。

このような人権擁護機関におきましては、従来から、いじめ、体罰、不登校児等の子供の人権に関する問題について積極的に取り組んできたところでございますが、近年、不登校児がなお増加している状況や、それから、いじめなどによる重大な人権侵犯事案が起きてくるということから、これらを防止するための有効適切な対策がどうしても必要ではないかというふうに考えたところでございます。

そして、さきの126国会の質疑におきまして、子供の人権侵害問題については、オンブズマンという新しい制度を導入するのではなく、人権擁護機関等の相談活動を強化することによって対処する旨、宮澤前内閣総理大臣が答弁しているところでございます。

これらの状況を踏まえまして、人権擁護機関の強化の方策として、人権擁護委員の中から子供の人権を専門に取り扱う子どもの人権専門委員を指名するという事で、他の人権擁護委員の協力を得るとともに、法務局及び関連機関との連携を図りながら、子供の人権の問題全般を対象に取り組んでいくところを検討しているところでございます。

具体的な内容といたしましては、子どもの人権相談所の開設、子供の人権問題に関するアンケート調査の実施、機関誌の発行、子供座談会の開催などを実施して、子供の人権に関する情報を収集して、人権侵犯が生じたとき察知された場合には、法務局とも協力して適切、有効な救済を図るというふうに考えているところでございます。

そして、人員的なものは今検討中ではございますが、人権擁護委員というのはもともと「市町村の区

域に置くものとする。」という法文上の位置づけがございます。これは人権擁護委員法の3条でござりますが、さらに、「人権擁護委員は、」各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。」というふうなのが同じ人権擁護委員法の16条に規定がございます。したがって、この協議会にとりあえず1人ずつ置こうかというふうに考えておりますが、予算的な問題もござります。

そして、何せ新しい制度でござりまするので、当面50ある局のうち10局くらいを予定しているところでございますが、なおまだ検討中というところでございますので、御了解をいただきたいと思っております。

○福田委員

この権利条約につきましては、私の方から申し上げることはこれで切り上げさせていただきます、一般情勢について少し当局の皆さんのお考えを聞きたい、このように思っております。

○菅委員長

古堅実吉君。

○古堅委員

私の持ち時間は残念ながらわずかに10分です。御答弁はぜひ簡潔にお願いします。

最初に、条約の名称の問題です。

細川総理は、昨年8月25日の本院本会議において、この条約の広報活動などを行うに当たっては「児童」ばかりではなく「子ども」という言葉を用いることも考えてまいりたいという趣旨のことを答弁しておられます。子供という訳語が適切だという立場からの質問や主張、申し入れなど、極めて数多くの問題提起がなされてまいったことは御存じのとおりです。自民政権から細川連立政権にかわりました。それでもなぜ子供という訳語にはならなかったのか、明確にお聞きしたい。

○羽田国務大臣

簡単に申し上げます。

我が国が現在まで締結した条約におきましては、チャイルドが親子関係における子という意味に限定される場合には、子という訳が用いられておるというふうに考えております。

そして、我が国の国内法令におきましても、児童

が、憲法あるいは児童福祉法、労働基準法等において広く法令用語として用いられているということをごさいます、児童の定義が必ずしも統一されているということではございませんけれども、そういった例に基づいて児童というふうに訳させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○古堅委員

児童とか子供とか、どちらが正訳でありどちらが誤訳だなどとかいう趣旨のものではないと思います。この児童権利条約、子どもの権利条約の、子供にとって極めて重大な意義を持つ子供の権利行使の主体を重視する、こういう立場を踏まえて条約の積極的な意義を真正面から受けとめるのであれば、これだけ大問題にされてきた児童というよりは、やはり保護の対象としての響きのあるそういう言葉を変えて、子供というふうに使った方がいいぞと広く主張もされ、提起もされてきたそういうものに耳を傾けるべきであったというふうに考えます。そうならなかったところには、やはり子どもの権利条約についての積極的な姿勢の問われる問題があったのではないかと、そのことを指摘して前に進みます。

次は、条約第28条に関連して伺いたいと思います。

第28条第1項(b)は、中等教育の発展に向けた努力の方向を示すものとなっておりますが、「例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」このようにうたわれています。

ところで、我が国の高校進学率は約96%で、準義務教育化していると言われるところまで来ております。その高校教育に占める私学の比重は、全体では約3割、東京など都市部では5割から6割近くだ、このように言われております。これだけ大きな比重を持っています。この私学に対して、94年度の高校以下の国庫補助額を大幅に削減しようとしております。93年度の国庫補助額847億円を94年度には635億円に25%、212億も削減する方向であります。これを私学高校の生徒1人当たり国庫補助額で見ますと、93年度が4万2千4百円であるのに対し、94年度は2万9千6百円、1万2千8百円も削減しようというものであります。これは、中等教育への「無償教育の導入」、「財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」という条約28条の展望する方向とは逆行するものだと考えますが、いかがですか。

○早田説明員

お答えを申し上げます。

私立高等学校等経常費助成費補助金につきましては、現在の極めて厳しい財政事情にかんがみまして、御指摘のように平成6年度は、まことにやむを得ない措置といたしまして、一般補助を前年度よりも削減したものでございますが、一方で地方交付税措置が特別に充実されております。これによりまして、補助金と地方交付税措置を合わせました国全体の財源措置につきましては、大幅な拡充が図られておりますために、都道府県の学校法人に対する助成水準につきましても、充実することができるものと考えております。

したがいまして、今回の措置につきましては、国と地方公共団体がお互いに協力して私学助成を推進していくという現在の補助制度の基本的な枠組みを維持してございまして、補助金の役割、性格等につきまして変更するものではないと考えております。

以上でございます。

○古堅委員

財政事情でやむを得ない措置としてというふうな断りのもとにそういうことをしたというのでありますが、条約28条1項(b)の規定に照らしても、国の私学への助成は今後も強化すべきだというふうな考えは明確にお持ちですか。

○早田説明員

文部省といたしましては、今後とも国の財政事情あるいは私学高等学校等の果たしている役割の重要性等を総合的に勘案いたしまして、私立学校振興助成法の趣旨に沿いまして、私学助成の推進を図っていききたいというふうに考えております。

○古堅委員

先ほどの説明で、国庫補助と地方交付税を通じての助成の合計額では増額だ、そういう説明をされている方向の表明がございました。しかし、地方交付税というのは何も特定される財源ではありません。それにふやしたからといって、それが助成の方向に行きません。どの態度をとっても、これは自治体に任された、そういう範囲のものです。ですから、そういうことになるのかどうかは、なってみぬとわからないという面がございます。

現に、91年度の都道府県が支出した生徒1人当たりの助成額では、高校の場合ですが、東京で26万5

千245円補助を出しているのに、一方、鳥取では措置単価の17万5千9百円を割って17万477円しか出してない、こういう状況がございます。中学校の場合でいきますというと、鳥根県で30万5千910円、そういうことがある一方、各県のばらつきが極めて大きいのですけれども、和歌山では15万4千846円というふうに、措置単価をはるかに割るなどとかいうふうな実態がございます。交付税をふやしたからなどというふうなことで、私学への助成をふやしたというふうなことにはならぬ。

それを本当にふやす措置は、そういうどっちにでも使えるような金額に持っていくのではなしに、国庫補助として動かすことのできないような措置を持って明確にする、そこにこそしっかりした見届ける方向があるんだというふうに言えるのではないですか。

○早田説明員

お答えします。

この高等学校等に対します私学助成につきましてでございますが、都道府県の経常費助成に対します国の財源措置といたしましては、従来から国庫補助金と地方交付税措置とによりまして講じられてきていたところがございますけれども、繰り返しになりますが、今回、国庫補助金を削減する一方で、補助金と地方交付税措置を合わせた国全体としての財源額は大幅な拡充が図られているということ。それから、現在、都道府県の助成水準、助成実績を見てまいりますと、全体としては国の財源措置額をかなり上回る水準になっております。それから、今回の一般補助の削減につきましては、そもそもこの補助金の役割、性格を変更するものではございませんので、国庫補助金の配分に当たりまして、各都道府県の助成水準に応じて配分する傾斜方式を採用いたしまして、助成水準の引き上げを誘導するというような仕組みになっております。

そういうようなことなどから、各都道府県においても助成水準を維持向上させることができるというふうに考えておりますけれども、文部省といたしましても、各都道府県に対しまして、各種の会議等の機会をとらえまして、国の財源措置の額等の状況、あるいはこの補助金の持つ意味、趣旨等を御説明をし、その充実を要請してまいりたいというふうに考えております。

○菅委員長

お約束の時間は既に経過しておりますので、結論をお願いいたします。

○古堅委員

私学関係者だけではなしに国民一般からも強く求められているように、これまで以上に、私学の持つ役割にふさわしい国からの補助金を的確に行い、一層強化される、そういう方向へ強く求めておきたいと思えます。

最後に、この条約は間もなく国会の承認を得て批准されていき、これから実施の問題が求められる、そのように考えています。その実施に当たっては、文部省、法務省、厚生省、その他多くの省庁にまたがる所管問題が出てまいります。したがって、それぞれの省庁任せにするのではなしに、総合的に基本的施策を計画して推進する体制をつくることが望ましいというふうに考えます。

総理府内に、例えば条約実施推進本部、そのようなものをつくって推進することを検討してほしいと思えますが、大臣、いかがですか。

○羽田國務大臣

この問題につきましては、今御指摘のありました点なんかも含めまして、私どもといたしましても、関係省庁とよく連絡をとりながら、やはりこの条約というものがきちんと履行されるといいますか、そういった中で本当の権利が守られていくように、児童の権利が守られるように、我々としても努めていきたいというふうに考えます。

○古堅委員

終わります。

○菅委員長

これにて本件に対する質疑は終了いたしました。

○菅委員長

これより本件に対する討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅委員長

起立総員。よって、本件は承認すべきものと決し

ました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅委員長

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

児童の権利に関する条約の締結について承認を
求めるの件

児童の権利に関する条約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第73条第3号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締結国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずることをその主な内容とするものである。この条約を締結することは、児童に対する人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられる。もっとも、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関しては、その内容にかんがみ、留保を付することが適当と認められる。よって、所要の留保を付してこの条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

〔別紙〕

児童の権利に関する条約に関する日本国政府の
留保

日本国は、児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。

子どもの人権と教育関係の報道と記録から…

2月21日 JR旅客6社は、外国人学校や各種学校の児童・生徒の定期券に日本の小・中・高校生と同じ割引率を適用するよう決めた(4月1日実施)。63年に出来た運賃格差が26年ぶりに解消。朝鮮学校関係者の提起を受けた運動により、国会でもとりあげられるなどして、ようやく実現した。

3月13日 「子どもオンブズパーソン研究会」(代表・中川明弁護士)が12、13の両日開設した教師の体罰ホットラインに58件の相談。中学での体罰が最も多く21件。次いで小学校18件、不明9件、高校7件だった。ひどい事例は学校、教師から事情を聴き、事実関係を調査の上、教委に教師の処分を求めるといふ。

3月23日 90年7月の神戸高塚高校校門圧死事件で事件後の保護者会議事録などを学校側が公表しないのは親の教育権の侵害であるとして当時の生徒の保護者20人が、県を相手どり慰謝料請求の訴訟を神戸地裁に起こした。情報公開条例による公開請求も棄却されたため訴訟に踏み切ったもの。

3月24日 新潟市で93年度から小・中学校で使用している教科書選定に関する選定委の委員名、議事録、選定手順など

を同市情報公開条例に基づき、公開するよう求めていた民間教育研究機関に対し、市情報公開審査会は作成してなかった議事録以外は全て公開すべき、との答申を市教委に行なった。

教科書選定については神奈川県川崎市、横浜市、東京都町田市などで委員名、選定までの検討内容を公開している。

3月29日 「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)批准案が参院本会議で全会派一致で可決・承認された。不登校の子どもに対する「生徒指導資料」改訂へ向けた文部省の専門家会議が初会合。同省が92年、それまで「特定の性格傾向を持つ子どもに起こる」としていた見解から、「どの子にも起こり得る」と立場を転換したのに伴い、指導資料も改訂することにしたもの。94年度中に全国の中学、高校に配布予定。

3月30日 大阪府松原市議会は「傍聴規則」を一部改正し、従来禁止していた小学生以下の子どもの傍聴を認めることを決めた。91年に市庁舎新築に伴い、仮議場に移った際、傍聴規則を改め、小学生以下を閉め出したことに、市

◆ 会員のみなさまからの投稿をお待ちしています。近況報告、子どもの人権連へのご意見や問題提起、講座や学習会の報告、子どもの人権保障に関する研究報告など、内容はご自由です。

◆ 字数は800～1000字程度、但し、研究報告は2000～3000字程度。

◆ メ切り日は特にありません。掲載の有無や掲載月などのお問合せはご遠慮ください。

★ 会員のみなさまへ ★
原稿募集中。

- 内の主婦らが、「子育て中の母親の政治参加を否定するもの」などと反発、署名運動などを展開した。神奈川県逗子市教委は、中学の内申書を公開請求していた市内の中学生（当時）に、市個人情報保護条例に基づき、全面開示した。市教委は「非開示とすることでむしろ生徒と教師の信頼関係を損なうことになる」とした。
- 4月1日 大阪府東大阪市教委は新年度から、市立全小・中・高校の男女別名簿（在学者台帳、出席簿、指導要録）を五十音順の男女混合名簿に切り替えた。在学者台帳の「長女」「次男」など父母との続柄欄も廃止、性別のみ記載することも決めた。
- 4月19日 神奈川県相模原市教委は、在住外国人の子どもの保護者向けに、スペイン語、ラオス語、ポルトガル語による「外国人児童・生徒の手引き」を発行。中国語、ハングル語版も発行予定。カンボジア語は市内のボランティア団体によるものがあり、優先順位を下げた。
- 5月10日 留年処分となった愛知県立高校生徒が、県個人情報保護条例に基づき、職員会議事録などの公開を求めている問題で、同校長は「会議が正常に機能しなくなる恐れがある」などとして開示拒否を決めた。
- 5月13日 大阪府内の朝鮮人学校の教職員、保護者らが中川大阪府知事を訪ね、日本の私学と同様の公費助成を行なうよう求める要請文と20万人の署名を渡した。要請文は朝鮮学校への助成は日本の私学と比べ、格差が大きく、健全で充実した教育を行なうのに支障がある、などとしている。広島県高校体育連盟は広島朝鮮中高級学校の「準加盟」を決めた。これにより同高体連主催の新人選などに出場できる。「準加盟」の試みは全国初。
- 5月20日 文部省が各県教委等に「『児童の権利に関する条約』について（通知）」を発出。日本国内での発効（22日）に際し、「教育に関する主な留意事項」を掲げたが、従来通りの運営に変更は来さないことを強調。

★子どもの人権連ブックレットNo.2★
子どもの権利条約
対訳集 A5版
 500円(〒240)

◇ 解説=子どもの権利条約の批准にあたって ◇

～ その問題点と課題 ～

はじめに/条約についての認識と、とりあつかいの問題点、留保・解釈宣言の問題点/政府訳の問題点/名称の問題点/個別の問題点

◆ 政府資料=児童の権利条約の締結についての承認を求め
 るの件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
 会館 03-3265-2174 F=03-3230-0172

DCI (Defence for Children International)

日本支部からのメッセージ

本年2月20日、国連NGOの1つ「DCI (Defence for Children International)」日本支部（代表・福田雅章氏）が発足しました。DCIは、子どもの権利条約に関して国際的に大きな影響力を持つNGOです。DCI日本支部は、①多方面で活躍なさっておられるメンバーで構成されていることから、専門分野を生かした実践的活動に結びつけられる、②国際組織であるという利点から、その国際的ネットワークを通じた情報の共有が従来以上に行える、といった特徴を持っています。

そのDCI日本支部では、この度、日本で「子どもの権利条約」が発効したことに伴い、条約実施に関わる官庁に対して「『子どもの権利条約』の国内実施に関する申し入れおよび質問」を行おうと、同条約に関心を持つ国内の団体に参加を呼びかけています。そこでDCI日本支部が、国内の団体宛に対して呼びかけた「申し入れおよび質問」の実施要領の内容を紹介します。

DCI日本支部が今回、国内の団体に呼びかけた理由には、「子どもの権利条約に関心を持つ団体と協力関係の構築」を支部規約にうたっていることによっています。従来のNGOが、同じ目的を持って同じ活動を行うことは、ネットワークの弱さが指摘されがちな日本において、新しい方向性をつくりだすよい機会となるでしょう。

DCIが呼びかけた「申し入れおよび質問」の実施要領は次のようになっています。

★実施要項

1. 呼びかけの範囲

参加の呼びかけは、日弁連・子どもの権利条約に関する各界懇談会にご参集の団体、および、DCI日本支部が存じ上げている、子どもの権利条約に関心を持つすべての団体に対して行います。

2. 幹事団体

DCI日本支部が幹事団体となり、賛同団体の集約、および、対政府申し入れの実施に当たっての日程調整等の条件整備を行います。

3. 協力の形式

「『子どもの権利条約』の国内実施に関する申し入れおよび質問について」の申し入れ主体に、賛同されるすべての団体の名称を明記し、DCI日本支部が幹事の任に当たっていることを記します。

4. 共同団体の集約と「申し入れおよび質問」の実施

5月22日に日本における発効が予定されていることから、第1次集約の締切期日を6月18日とし、第1次集約後できるだけ早い時期に連絡会議を持ち、申し入れの方法および日程等を協議の上、可能なかぎり6月中に対政府行動を行い、共同記者会見等国民にアピールするための適切な処置をとります。

また、「申し入れおよび質問」へ賛同されることを第1次集約後に機関決定された団体についても、政府のほか、第1次集約の締切期日までに賛同されることを機関決定された団体にお知らせするなど、適切な措置をとります。

5. 申し入れ先

申し入れ先は、条約の実施に関わる主だった官庁とします。

6. 「申し入れおよび質問」の実施の公表についての参加団体機関誌等において、「申し入れおよび質問」の本文、賛同団体一覧、対政府行動の様子、政府からの回答等を、その会員に知らせていただきますようお願いいたします。また、DCI日本支部機関誌『チルドレンズ・ライツ・モニター・ジャパン』第2号（9月末発行予定）に掲載し、賛同団体に対し若干部を配布する（無料）とともに、抜き刷りを作成し、希望部数を賛同団体に配布します。（有償—実費負担）

7. 賛同の方法について

「申し入れおよび質問」に参加されることに賛同される場合には、DCI日本支部事務所まで、ファックス等でご連絡下さい。

（以上、DCI・5月16日付発信文より）

広報委員会から

◆ようやく国会を通過し、5月22日に国内発効した子どもの権利条約を生かすとりくみは、いわばエンドレス。本誌でも皆さんのさまざまな話題を精力的に載せていくつもりでありますので、どしどし資料、情報をお寄せください。国内法については基本的に条約とは矛盾しないとの構えで国会を「クリア」した政府側。学校は条約後も今まで通りで結構ですと言わんばかりの文部省通知。子どもとの二人三脚でバラエティーに富んだ「異議有り！」の声を挙げていきたいと考えます。

お・知・ら・せ

- ① 住所が変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせ下さい。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申しこみの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早めにご送金願います。

（例） 一ツ橋千代子 様

A-10356/94.09.15

→個人会員 →会費切れ

コードナンバー 年月日

※団体会員の場合は、B-標識です。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長

福山真劫（子どもの人権連事務局次長
自治労社会福祉評議会事務局長）

編集委員

浦野高宏（子どもの人権連事務局員
自治労社会保障局書記）

笠井博徳（子どもの人権連事務局員
日教組教育文化運動書記）

菅源太郎（子どもの人権連事務局員）

平野裕二（子どもの人権連事務局員
ARC代表・チルドレンズレポート編集長）

●いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No. 30・31 /94年4・5月号 1994年5月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行 & 編集人

子どもの人権連行法委員会/福山真劫

◆事務局

〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京8-18438 (子どもの人権連)

◆年間購読料

3,000円（ただし、会員は会費に含む）



子どもの人権連の本

今日から 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3 児童の権利条約 A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Childの全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実は緊急なテーマ。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの権利条約 300円(〒240円)

子どもの人権読本 1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊)★いんふおめーしょん 子どもの人権連

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F